

意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年6月19日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年7月8日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 定期検査を行わない無線局にF2B電波又はF3E電波156MHzから157.45MHzまでの周波数を使用する空中線電力5ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第12号のレーダーのみを設置する船舶局を追加すること。（第41条の2の6関係）
- 二 F2B電波又はF3E電波156MHzから157.45MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第2条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しない特定船舶局の定期検査の実施時期を定めること。（別表第5号関係）
- 三 その他所要の規定を整備すること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の無線設備の技術的条件を改めること。（第24条、第40の5、第40の7及び第58条の2関係）
- 二 その他所要の規定を整備すること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

F2B 電波又は F3E 電波 156MHz を超え 157.45MHz 以下の周波数を使用する空中線電力が 25 ワット以下の無線設備であって、船舶局に使用するのためのものを特定無線設備の対象に追加すること。(第 2 条関係)

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

現在、船舶の規模や用途が異なる場合に相互に通信が可能となるシステムがないことから、北米等で普及している安価な国際 VHF 機器を船舶共通通信システムとして導入すること及び当該機器を早急に普及させることとするため、関係規定の整備を行うものである。

船舶共通通信システムとして導入する国際 VHF 機器は、その設置を任意とし、現在大型船舶に設置を義務付けている国際 VHF 機器の技術的条件から受信性能や高度なデジタル選択呼出機能についての要件を除外する等、無線設備としての基本性能に限定することとし、デジタル選択呼出装付きのもも含め、技術基準適合証明制度の対象設備とすることにより、簡易な無線局免許手続が行えるようにするものである。

また、無線局定期検査については携帯型の国際 VHF 機器については不要とし、据置型については検査周期を 3 年から 5 年に緩和するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する 3 者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
財団法人日本セーリング連盟	賛 成	
社団法人全国船舶無線工事協会	賛 成	
水洋会	賛 成	

第 3 理由

本件は、船舶の航行の安全を一層確保するため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

今回の改正は、船舶の規模や用途にかかわらず通信することができる船舶共通通信システムとして、任意に設置する国際 VHF 機器の円滑な導入に資するため、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 電波法施行規則の改正案では、任意に設置する国際 VHF 機器のみを搭載した船舶局について、定期検査制度の見直しを行っているが、これは小型船舶の免許人の負担軽減を図るものであり、改正内容は適当と認められる。

2 無線設備規則の改正案では、任意に設置する国際 VHF 機器については、設置が義務付けられている国際 VHF 機器の技術的条件から受信性能や高度なデジタル選択呼出機能についての要件を除外しているが、これは北米等で普及している安価な国際 VHF 機器を我が国において導入するためのものであり、改正内容は適当と認められる。

3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、任意に設置する国際VHF機器を特定無線設備に追加しているが、これは当該機器を搭載する船舶局に対して簡易な免許手続を適用するものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。